



三重県公報

令和3年7月2日 (金)

第 222 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

告 示

456	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について規約を定めた旨	(福 利 厚 生 課)	2
457	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	2
458	建築のためのサービスに係る競争入札等参加者の資格審査の申請の方法等	(建 設 業 課)	2
459	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	3

公 告

三重県公文書等管理条例の規定に基づく令和2年度特定歴史公文書等の保存及び利用の状況の公表	(文 化 振 興 課)	4
土地改良区の設立認可	(農 地 調 整 課)	7
土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧の変更	(同)	7
土地改良事業計画の変更認可	(同)	7
同伴	(同)	7
公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
公共測量が終了した旨の通知	(同)	7
開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8
宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	8
県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	8

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨	(災 害 対 策 課)	10
落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会)	15

告 示

三重県告示第 456 号

東紀州環境施設組合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について、次のとおり規約を定めました。

令和 3 年 7 月 2 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

「次」は省略し、その関係書類は三重県総務部福利厚生課に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 457 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 7 月 2 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(8) の表に次のように加える。

2	県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金	県内観光地の感染防止対策の徹底を促進し、安全・安心な観光地づくりを推進するため、観光客を受け入れている宿泊事業者に対し、感染防止対策のための物品購入等や、ワーケーションのための施設改修などの前向きな投資に要する経費に対し支援する。	感染症防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入に要する経費又は新たな旅のスタイルに対応するための取組に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	---------------------	---	---	--------	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 3 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 458 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 4 条第 1 項の規定により、建築のためのサービスに係る競争入札等参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札等時点において有効な三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号。以下「規則」といいます。）第 4 条第 3 項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に登載されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

令和 3 年 7 月 2 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 4 号に規定する建築のためのサービスに係る特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」といいます。）

2 競争入札等参加者の資格

入札等参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (5) 入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等にお

いて一級建築士事務所の登録を有していること。

- (6) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。

3 申請の時期及び時間

隨時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとします。

4 提出書類

規則第 4 条第 2 項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

(1) 法人の場合

- ア 登記事項証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限ります。）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限ります。）（写し可）
- ウ 一級建築士事務所登録簿の登録を証明する書類（写し可）
- エ 印鑑証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限ります。）（写し可）
- オ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- カ その他知事が必要と認めた書類

(2) 個人の場合

- ア 身分証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限ります。）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限ります。）（写し可）
- ウ 一級建築士事務所登録簿の登録を証明する書類（写し可）
- エ 印鑑（登録）証明書（申請日以前 3 月以内に発行したものに限ります。）（写し可）
- オ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- カ その他知事が必要と認めた書類

5 受付場所

郵便番号 514-8570

津市広明町 13 番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290

6 提出方法

持参によります。

7 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続

(1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間

入札参加資格認定の日から令和 4 年 3 月 31 日までとします。

(2) 変更の届出

規則第 5 条の規定によります。

(3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続

更新手続はありません。

9 申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

三重県告示第 459 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 7 月 2 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	玉垣支店	鈴鹿市南玉垣町 5654 番 地の 1	鈴鹿市野町東 1 丁目 12 番 24 号 (旭が丘支店内)	令和 3 年 7 月 12 日
	南玉垣支店	鈴鹿市南玉垣町字玉垣 6976 番	鈴鹿市野町東 1 丁目 12 番 24 号 (旭が丘支店内)	

公 告

三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号）第 25 条の規定に基づき、令和 2 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、その概要を次のとおり公表します。

令和 3 年 7 月 2 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 報告の概要

三重県公文書等管理条例（以下「条例」といいます。）は、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、県政の適正かつ効率的な運営並びに県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようするため、公文書等の管理に関する基本的事項を定めています。

このうち、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等に係る事項として、

- ① 実施機関からの移管（条例第 9 条第 1 項）
- ② 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（条例第 2 条第 4 項第 2 号）

による受入れを行い、三重県総合博物館（以下「博物館」といいます。）において永久に保存する（条例第 12 条第 1 項）とともに、利用の請求があったときは、条例に掲げる場合を除き、これを利用させなければならぬこと（条例第 14 条第 1 項）、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないこと（条例第 25 条）等が規定されています。

2 対象期間

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）

時点については、令和 3 年 3 月 31 日現在の状況

3 特定歴史公文書等の所蔵点数及び目録の公表状況

知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、博物館において永久に保存しなければならず、また、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないとされています（条例第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）。

令和 3 年 3 月 31 日現在で、博物館に所蔵している特定歴史公文書等は、26,399 点です。このうち、23,649 点（89.6%）は既に目録に記載され、排架されています。

また、所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが 2,750 点（10.4%）ありますが、このうち、平成 30 年度及び令和元年度に移管されたものは、令和 3 年度中の目録の公表を目指して、保存のために必要な措置を進めているところです。

（単位：点）

特定歴史公文書等の総所蔵点数	目録に記載された点数	目録未公表の点数
26,399	23,649	2,750

4 利用請求及び処理の状況

（1） 利用請求件数

知事は、特定歴史公文書等について利用請求があったときは、利用制限情報が記録されている場合を除き、これを利用させなければならないこととされています（条例第 14 条第 1 項）。

令和 2 年度中に行われた利用請求は 24 件であり、また、これとは別に、特定歴史公文書等を移管した実

施機関が、その所掌事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、条例第 22 条に移管元実施機関による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が 1 件行われています。

(単位：件)

利用請求件数（移管元実施機関による利用の特例を除く。）		（参考）移管元実施機関による利用の特例の件数
うち本人からの利用請求の件数		
令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度
24	0	1

(2) 利用請求の処理状況

知事は、利用請求があった特定歴史公文書等について、条例第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる利用制限情報が記録されているかどうかを審査した上で、利用の可否について決定（利用請求に対する処分。以下「利用決定」といいます。）を行うこととなっています。

令和 2 年度中になされた利用請求 24 件に対し、21 件（87.5%）が利用決定によりその処理を完了（処理済み）しており、令和 3 年 3 月 31 日現在で処理が完了していないもの（処理中）は 3 件（12.5%）となっています。

(単位：件)

利用請求件数 (再掲)	令和 2 年度合計	利用請求の処理状況		
		処理済み	取下げ	処理中
24	24	21	0	3

（注）「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表しています。

5 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和 2 年度では、21 件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定（全部を利用できる旨の決定）は 19 件（90.5%）、一部利用決定（利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定）は 2 件（9.5%）、全部利用制限（全部に利用制限情報が記録されており利用できない旨の決定）は 0 件となっています。

また、一部利用決定がなされた 2 件について、利用制限情報の内訳をみると、いずれも個人に関する情報（条例第 14 条第 1 項第 1 号口）となっています

(単位：件)

利用決定件数			全部利用制限								
全部 利用 決定	一部利用決定			利用制限情報（条例第 14 条該当性）						形式 不備	
				第 1 号			第 2 号	第 3 号	利用制限情報（条例第 14 条該当性）		
	イ	ロ	ハ						イ	ロ	ハ
21	19	2		2					0		

（注）1 1 件の文書に複数の利用制限情報が記録されている場合があるため、利用制限情報欄の数は延べ数で表示しています。

2 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合等です。

(2) 利用決定までの期間

令和 2 年度中になされた利用決定 21 件について、その利用決定までの期間をみると、延長をしなかった 21 件のうち、即日に利用決定を行ったものは 0 件、30 日以内に利用決定を行ったものは 20 件（95.2%）、期限を超過したものは 1 件（4.8%）でした。

また、30 日以内の延長を行ったもの及び特例延長を行ったものはありません。

なお、期限を超過した事案については、利用決定を行うべきところを失念したことにより期限超過をしたものであり、同様の事案の再発を防止するために、手続についての周知徹底を実施しました。

(単位：件)

利用決定件数（再掲）		
延長をしなかったもの	30 日以内の延長	特例延長

		即日	30日以内	期限超過			期限内	期限超過	期限内	期限超過
					期限内	期限超過				
21	21	0	20	1	0			0		

6 利用の状況

特定歴史公文書等の利用の方法については、条例第 20 条に基づき、次に掲げる方法のうち三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和 2 年三重県規則第 44 号）で定める方法とされています。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧又は視聴
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

特定歴史公文書等の利用の状況をみると、利用件数 19 件のうち、閲覧・視聴によるものが 11 件、写しの交付によるものが 9 件となっています。

(単位：件)

利用件数										
閲覧 視聴	写しの交付	文書又は図画				電磁的記録				
		用紙への複写 (枚)	その他 (枚)	印画 (枚)	複写 (枚)	その他 (枚)				
		19	11	9	171	0	0	4	0	

(注) 令和 2 年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、利用件数は利用決定件数（5(1):21 件）と必ずしも一致しません。

7 審査請求の状況

令和 2 年度において、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する審査請求は提起されませんでした。

8 訴訟の状況

令和 2 年度において、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟は提起されませんでした。

9 利用の促進の状況

(1) 複製物の閲覧による利用の状況

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則第 22 条では、特定歴史公文書等の利用の促進を図るために、同規則第 10 条から第 20 条までに定める手続を経なくとも、簡便な方法で利用に供することができる方法を定めることができます。

これに基づき、特定歴史公文書等について複製物が作成されたものを閲覧する方法による利用の状況をみると、13 件が複製物の閲覧によって利用に供されています。

(単位：件)

複製物の閲覧による利用に供した件数	閲覧冊数 (冊)	利用請求による利用件数（再掲）			複製物の閲覧 + 利用請求	
		閲覧等	写しの交付	利用件数	年間閲覧者数 (人)	
13	101	19	11	9	32	24

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等の複製物の作成の状況は、令和 2 年度に新規作成された点数が「電磁的記録」2,368 点であり、令和元年度以前に作成されたものを含めると、「文書又は図画」1,344 点、「電磁的記録」8,159 点、全体で 9,503 点となっています。

(単位：点)

複製物作成点数						
	文書又は図画			電磁的記録		
	前年度まで	令和 2 年度		前年度まで	令和 2 年度	
9,503	1,344	1,344	0	8,159	5,791	2,368

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、名古土地改良区（維持管理事業）の設立を令和3年6月22日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

令和3年6月15日付三重県公報第217号で公告しました土地改良事業計画の変更を適當と決定した旨及びその関係書類の縦覧について、次のとおり変更します。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

変更前

2 縦覧の期間

令和3年6月16日から同年7月13日まで

変更後

2 縦覧の期間

伊賀市 令和3年7月5日から同年8月3日まで

名張市 令和3年6月16日から同年7月13日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（櫛田川祓川沿岸土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和3年6月24日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（徳田町土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和3年6月24日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

令和3年7月15日から同年12月15日まで

3 作業地域

津市白山町及び同市久居元町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年6月16日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

鈴鹿市住吉町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年6月17日	いなべ市員弁町東一色字天皇 3207-1	三重郡川越町大字南福崎 528-4 安達正浩
令和3年6月18日	亀山市田村町字西谷 6-19 ほか 12 筆ほか	鈴鹿市平田新町 1-8 株式会社フラット 代表取締役 平井万貴
令和3年6月23日	員弁郡東員町大字長深字屋敷 916-1	四日市市河原田町 3899-32 渡邊卓馬

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和3年6月17日	亀山市小川町字大谷 1171-1、字行合 17-6 ほか 1 筆 及び字松原 1407-2 ほか 1 筆 【1工区】	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林金也

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和3年7月2日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 受付期間

令和3年7月2日（金）から同月31日（土）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和3年9月1日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック

鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
北勢 ブロック	桑名 四日市	川成（高齢者・単身可）	1
		高見ヒルズ（一般・単身可）	2 (1)
		あこず（一般・単身可）	2 (1)
		笠川（子育向）	1

	鈴鹿	笹川 (高齢者・単身可)	1	
		笹川 (一般・単身可)	3 (1)	
		笹川第二 (高齢者・単身可)	1	
		笹川第二 (一般・単身可)	1	
		河原田 (子育向)	1	
		河原田 (一般・単身可)	1	
中勢伊賀 ブロック	鈴鹿	高岡山杜の郷 (一般・単身可)	4 (2)	
		桜島 (高齢者・単身可)	1	
		桜島 (一般・単身可)	2 (1)	
	津	千里 (高齢者・単身可)	1	
		一身田 (高齢者・単身可)	1	
		パールハイツ西丸之内 (一般)	1	
		結城 (高齢者・単身可)	1	
	伊賀	ミレニ北口 (一般)	1	
		木根 (一般・単身可)	1	
		カーサ上野 (身障者)	1	
	名張	カーサ上野 (一般)	2 (1)	
		蔵持 (一般・単身可)	1	
南勢ブロック	松阪	大黒田 (高齢者・単身可)	1	
		五反田 (一般・単身可)	1	
		粥田 (高齢者・単身可)	1	
		粥田 (一般・単身可)	1	
		和屋 (身障者)	1	
		上川第二 (高齢者・単身可)	1	
		エスペラント末広 (一般)	1	
	伊勢	遠久留 (高齢者・単身可)	1	
		城田 (一般・単身可)	1	
		西豊浜 (一般・単身可)	1	
		五十鈴川 (身障者)	1	
	東紀州 ブロック	尾鷲	古江 (一般・単身可)	2 (1)
		熊野	井戸 (一般・単身可)	1
			井土 (身障者)	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
 - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行つた日の

翌日から 2 年を経過していないこと。

- イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかつたときは、明渡しを行つた日の翌日から 4 年を経過していないこと。
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となつた行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかつたときは、明渡しを行つた日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を 2 人立てること（連帯保証人が 1 人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 7 月 2 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
防災みえメール配信サービス再構築及び運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
- (4) 委託業務履行場所
調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年7月20日（火）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

- (1) 「提案書記入要領」に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、正本1部、副本7部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とします。
- (3) 原稿サイズはA4を基本とし、両面使用により頁数は概ね40頁（表紙及び目次はページ数には含めない。）までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、「提案書評価表」の評価項目順序のとおりに編綴してください。
- (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。
- (7) その他詳細については、「提案書記入要領」によることとします。

6 技術提案書聴取会について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、技術提案書聴取会は実施しません。

7 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 防災対策部 災害対策課 情報通信班 担当 湯浅
電話 059-224-2157 ファクシミリ 059-224-2199

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年7月20日（火）12時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年7月30日（金）17時までに通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月2日（月）から同月6日（金）12時まで

イ 場所 (1)に掲げる部局

ウ 方法提案書等の提出方法については、原則、郵送とし、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「防災みえメール配信サービス再構築及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年8月20日（金）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年8月20日（金）10時

なお、入札書は令和3年8月13日（金）から同月20日（金）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県 防災対策部 災害対策課 情報通信班

案件名 「防災みえメール配信サービス再構築及び運用保守業務委託」入札書在中

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和3年8月20日（金）10時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県 防災対策部 防災対策総務課

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。

ただし書面による入札者にあっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和 3 年 7 月 12 日（月）12 時まで

結果回答 令和 3 年 7 月 16 日（金）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Redevelopment and Maintenance of Bosai Mie Email Delivery Service.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Friday, August 20, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August 13, 2021 and 10:00 A.M. on Friday, August 20, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:15 A.M. on Friday, August 20, 2021.

(4) Managing Authority :

Disaster Management Division, Department of Disaster Prevention, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2157

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とする。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、50 点を満点とする入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与える。

(2) 提案内容の評価

「提案書評価表」に基づき提案内容を評価し、150 点を満点とする「技術評価点」を与える。

(3) 合計点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定する。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式による。

なお、「価格評価点」は、小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降は切り捨てとする。

$$\text{「価格評価点」} = 50 \times (1 - X / K)$$

X : 入札価格（円）

※ 入札価格は令和 3 年度から令和 8 年度までの年度別価格の総合計。

※ 入札価格は消費税及び地方消費税抜きの額。

K : 評価基準額（税抜き）（円）

※ 評価基準額（税抜き）は 75,000,000 円とする。

※ 評価基準額は入札に当たっての評価のための数値で予定価格ではない。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行う。

(1) 提案評価項目の配点

分類別の配点は次表のとおりとする。なお、詳細な項目別の配点については、提案書評価表に記載する。

ア 全体概要 20 点：業務実施における全般的な提案内容（3 項目）

イ システム基盤 80 点：システムの性能や信頼性などの提案内容（7 項目）

ウ システム開発 30 点：プロジェクト管理や品質管理などの提案内容（4 項目）

エ 運用保守 15 点：運用保守にあたっての提案内容（2 項目）

オ 追加提案 5 点：仕様に記載していない追加の提案（1 項目）

(2) 項目評価点の考え方

項目ごとに次表のとおり評価し、提案書評価表に示す各評価項目の比重を乗じた点数を「項目評価点」とする。

ア 特に優れた提案：5 点

イ 優れた提案：4 点

ウ 標準的な提案：3 点

エ やや劣る提案：2 点

オ 非常に劣る提案：1 点

カ 記載が無い：0 点

(3) 技術評価点の考え方

各委員の「項目評価点」の合計を委員数で割った点を「技術評価点」とする。

「技術評価点」は、小数点 1 桁目までを有効とし、小数点 2 桁目を四捨五入する。

4 落札候補者の決定要件

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、明らかに仕様を満たさない者は落札候補者としない。

また、入札金額内訳書に記載する年度別計（価格）が、以下に示す各年度の金額（年度別支払限度額）を超える場合は、落札候補者としない。

年度別支払限度額（消費税及び地方消費税を含まない。）

令和 3 年度 27,000,000 円

令和 4 年度 9,600,000 円
令和 5 年度 9,600,000 円
令和 6 年度 9,600,000 円
令和 7 年度 9,600,000 円
令和 8 年度 9,600,000 円

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 7 月 2 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 特定役務の名称 県有スクールバス用大型バス（ノンステップ）の購入（1 台）
2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地
3 落 札 決 定 日 令和 3 年 5 月 28 日
4 落 札 者 三重県津市垂水字中境 505 番地
三重いすゞ自動車株式会社 代表取締役 川村 則之
5 落 札 金 額 入札価格 26,444,190 円
契約金額 26,444,190 円
6 決 定 手 続 一般競争入札
7 入 札 公 告 日 令和 3 年 4 月 6 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
